# 国際円座「訳語問題から近世社会を掘り下げる」
# 日本近世史と翻訳

ティモシー・エイモス

◆要　旨

本稿は，従来あまり研究の対象とされてこなかった「訳語問題」について，体験に基づいて私見を述べるものである。まず問題としたいのは，日本史研究と翻訳というテーマに触れている先行研究の中に，「学問としての翻訳」の存在を軽視もしくは疑問視する論文や文献も存在することである。これらの見解は「言語一致」という翻訳思想の根本理解を否定した上に成り立っているために，実践的に適用できない空想の理論になってしまっている現実がある。しかし，一貫性や実用性を少しでも重視する現実感覚を持つ歴史家や翻訳家は，ある文章や言葉の意味が正確に移転されるための「学問の翻訳」を提唱し続けるほかない。その際，学問の翻訳の土台になるのが「言語能力」と「主題能力」だと考えられる。では，「言語能力」と「主題能力」とは具体的には何を指すか。欧米における日本近世史の先行研究を素材に，いくつかの近世ないしは近代初頭史料の英訳を取り上げ，その利点と問題点を分析する形で，そのことを考えたい。また，日本近世史における訳語問題について，いくつか具体例を挙げて論及し，史料用語が歴史概念としての意味も持つ「身分」のようなケースの意味についても論点を提起したい。

**キーワード**：日本近世史，翻訳，学問，言語能力，主題能力，訳語問題

## 序論

私は一応，履歴書上，入間田宣夫氏，平川新氏や粟屋憲太郎氏などの日本中世史から近代史までの研究者の論文英訳経験者となっているが，専門的な資格も知識も持ち合わせていない。振り返ってみると，今までの英訳論文は，「無知は至福」の原則に基づいて行うことができた側面が大きいと思われる。要するに，翻訳の難しさを十分に理解していないがゆえに，やってみようという気持ちになれていたのだと思う。従って，この国際円座の議論にどの程度構築的に貢献できるか心配であるが，皆さんに少しでも興味を持っていただける報告ができればと望んでいるところである。

この報告では，三つのことを課題としたい。

第一に，翻訳の性質と目的についての自分なりの見解を示したい。英語圏における日本研究と翻訳や，日本史研究と翻訳，というテーマに触れている先行研究の中に，「学問としての翻訳」の存在を軽視もしくは疑問視する論文や文献もあるので，欧米出身の日本史研究者にとっての翻訳作業とは何かという課題について，まず検討する必要があるように思われる。

第二に，欧米における日本近世史の先行研究を素材に，いくつかの近世・近代初頭史料の英訳を取り上げ，その史料の英訳の利点と問題点について分析したい。欧米の日本近世史家の翻訳作業を批判するために，このような課題を設定したのではないことは，言うまでもない。むしろ，欧米における日本近世史史料の英訳の現状を詳しく把握することにより，翻訳に必要な能力を磨くことができ，留意すべき点を再確認できると考えているためである[1)]。

第三に，時間が許す限り，近世史の「訳語問題」について考えたい。当然，日本の原史料に出てくる特定の「用語」や，日本近世史専門家の論文に扱われる「概念」は，どのように英訳すべきか，という問題がある。選択する訳語は，聞き手の解釈を完全に変えるほどの影響力を持っているので，それぞれの訳語の適切性について議論するために，最後のところではいくつかの具体例を取り上げ，議論の素材としたい。

## 1. 翻訳の性質と目的

今回の報告の準備に取り掛かるにあたり，日本史だけではなく，日本研究と翻訳に関する先行研究に広く目を通してみた。日本研究と翻訳というテーマに関する多くの論文が言語学者や文学者によって書かれている一方で，

歴史家による論文は少ないということが印象的である。また，日本史と翻訳というテーマについての英論文も非常に少なく，日本近世史と翻訳というテーマに関するものは戦後の研究においてあまり見当たらないのが現状である。

言語学者や文学者の翻訳に関する見解を見ている中で，納得するものもあれば，違和感を覚えるものもあるという印象を持った。戦後の文学者の見解として関心を抱かされたのは，エドウィン・マクレラン氏（1925-2009）が 1964 年に書いた短い論文である[2)]。

マクレラン氏は，神戸市生まれのイギリス人で，シカゴ大学の日本研究プログラムを設立した日本文学研究者である。同大学の院生時代に，自らの指導教官に夏目漱石の文学的価値を分かってもらおうと，漱石氏の『こころ』を翻訳したほどの人物である。マクレラン氏は論文の中で翻訳について，小説執筆や劇作家稼業のいわゆる独創的性質とは反対に，厳密な文言解釈に基づいた「学問の翻訳」が存在するのだという明確な認識を示している[3)]。マクレラン氏が指摘した翻訳の本質には馴染みやすいものがあり，この見解は典型的な翻訳モデルとも言うべきものを代表しているように思われる。

しかし，マクレラン氏の見解とは反対に，酒井直樹氏の『日本思想という問題―翻訳と主体』に見えるような，常識を覆す著書もある。皮肉なことに，マクレラン氏が設立したシカゴ大学日本研究科に約 20 年後に入学した酒井氏は，その著書の序論において「英語や日本語といった推定上の統一性を問題視する」ことを提唱しており，それは「翻訳の本質的社会性」を開示するという大胆な論述から始まる[4)]。酒井氏は「厳密に言うと，一つのテクストを別のテクストに翻訳あるいは通訳しなければならないのは，二つの異なった言語の統一体があらかじめあるからではなく，翻訳の行為が言語を分節化（ママ）し，その結果，翻訳の表象を通じて，あたかも翻訳する言語と翻訳される言語の自立的で閉じられた統一体が存在するかのように，それらの言語を措定することができるような制度が成立することになるからなのである」と翻訳の本来の本質に逆らって難解な言葉で捉え直そうとしている[5)]。やはり酒井氏の翻訳は最終的に「社会関係」の一部とされているのである[6)]。

『日本思想という問題―翻訳と主体』については「酒井氏の翻訳と言葉に関する定義があまりにも広いため，意味をなさない」という評価もあるほど，その学説を完全にフォローすることは難しい[7)]。しかし氏の「翻訳」思想が学問全般に波紋を及ぼしていることは間違いないので，困難をいとわず理解に努める必要があるように思われる。

酒井氏の研究に最も精通していると思われるリチャード・カリチマン氏は，酒井氏の研究業績と研究成果に対して次のように評価している。

> おそらく，文化という問題が酒井氏の初刊『Voices of the Past: The Status of Language in Eighteenth-Century Japanese Discourse』（1991 年）から近刊『希望と憲法 日本国憲法の発話主体と応答』（2008 年）までの研究の中心枠を決めているように思われる。一般的に，文化という概念は，固有の習慣，慣行や伝統を伴う別個の文化的ものが多かれ少なかれ同じ形で存在するという経験主義的・実証主義的考慮事項で捉えられがちである（中略）このような文化理解への酒井氏の反応は，歴史的また理論的関心に基づいた介在という形を取っている。日常経験は個別的国民文化に由来する客体との接触とにおいて（発生する）というより，国民文化間の移動において成り立っており，そしてこれらの移動が国民文化に先立っているために実に個別的国民文化を構成するのだというもっと革新的な指摘で（酒井）氏（の研究）が注目を浴びているのである[8)]。

酒井流思想の説明文でさえ説明が要されることは実に興味深い問題であるが，誤解の可能性が大いにあることを承知の上で，簡単に理解できるところから中身を堀探ってみたい。まず，カリチマン氏によると，酒井氏の思想の出発点は反経験主義・実証主義にあると述べている点が重要である。また「構成」という言葉に見られるように，酒井氏は本来自明のものとして描かれがちな現象が，存在要件や政治的動向などを含む構築物であるという立場にあり，そして「接触」や「移動」という，人間が主語ではない動詞が動いていることでわかるように，酒井氏はいわゆる「反人力権力観」に近い権力論を主張する研究者だと理解してよいだろう[9)]。さらに酒井氏が上記のような哲学的認識を所持すると同時に「私が話し，書く言語は，私に帰属するものではない」という言語学的な相対主義的思想枠を導入していることに，もう一つの大きな特徴があると言える[10)]。

結果として酒井流思想は，生活体験に基づいた文化など，人間が共有可能と思われてきたものが，実は言葉による幻覚に過ぎず，客観的な共通理解を可能にする言葉というものも存在しないが故に，我々が用いる言葉でさえ我々に嘘の現実感を押し付けている，そのため我々はこの「金縛り状態」を克服できない，という皮肉に富んだ論理になっているように思われる。

この理論的立場からすれば，日本語と英語という二つの異なる言語共同体がすでに存在することを前提に，翻訳家が言葉の正確な移転に努めるという通常の考え方とは反対に，翻訳という行為は，その行為そのものが，日本語と英語があたかも完全に独立しているかのような言語的共同体としての構造を，それらに与えているという

解釈になる。要するに，翻訳家が翻訳行為を行う際，自らしか理解できない言語（専門的に言う「起票言語」）から，ある程度知られている言語（目標言語）に訳文を作成するという過程において，自分が選ぶ訳語・訳文には絶対的に間違いがないようにと，絶対的な「ルール」を捜し求めるが，しかし自分の翻訳の正確さ・不正確さを絶対的に区別できる唯一の道具としては，周りの翻訳家の意見しかないことに気付く。そしてよく考えてみると，二つの異なる言語が必ず「一致」しなければならないという見解は，単に翻訳家が当初抱いた「言語一致」信念に基づいているに過ぎず，この信念の正しさを裏付けるこれ以上の根拠など存在しないと酒井氏は主張しているのではないだろうか。

皮肉に皮肉を重ねてみると，酒井氏ほど翻訳行為に力を入れている日米往来研究者はいないし，氏ほど欧米の日本研究と日本の「日本研究」の間における「溝」を痛感している方もいないと言える。にもかかわらず，彼において翻訳理論は，ここまで否定的に捉えられてしまっているのである。

しかし，地政学的理由によって欧米―日本間の翻訳作業には量的に偏りがあるという非常に望ましくない現状で，翻訳行為の学問的ステータスを相対化・軽視する行為は逆効果を招くのではないだろうか。酒井氏が典型的な翻訳モデルとも言うべきものを通して自らの研究を広範囲にわたって提供する「翻訳の実践」と，その同じモデルを全く否定する「翻訳の理論」との間には大きなズレがある。そしてこの矛盾が，酒井氏の翻訳における実践活動にかなり悪影響を与えていることは，数多くの研究者が指摘しているところである。つまり，氏が「言語一致」に基づいた学問としての翻訳思想を否定している以上，「言語一致」というルールを守る意味も衝動も必要性も存在しなくなるのである。

ヘルマン・オームス氏は酒井氏の英語版『過去の声―一八世紀日本の言説における言語の地位』に関して，「（酒井氏の）解釈に合うように（荻生徂徠や伊藤仁斎などからの）引用文を修正しない限り，（この著書を）日本語に訳すことは不可能」だと鋭く批判したことがあるし[11]，ロイ・アンドリュー・ミラー氏も同じ著書について数多くの翻訳問題を指摘している[12]。私自身も，酒井氏の『日本思想という問題―翻訳と主体』の英語版と日本語版の序論における上記引用文を比較してみたが，日本語の「統一体」という言葉が英語の community と entity の両訳語に適用されていることや，英語原文にはない「制度が成立することになる」などの訳語を和訳文に補足するなど，学術的実践に関わる諸問題が内在していると言わざるを得ない[13]。

先に紹介したマクレラン氏と酒井氏のそれぞれの見解を並べて考察すると，30 年間足らずの間に，翻訳が，原則，ルール，方法を伴う「学問」から，独自性や相対性のみに特徴づけられる「社会関係」にダウングレードされる傾向にあったという印象を受ける。もちろん，この一つの事例で学問全体の傾向を代表させることはできないが，自らの体験から言うと，翻訳の学問的ステータスが軽視もしくは疑問視されている場面に出会うことは，欧米ではそれほど珍しいことではない。確かに理念レベルにおいて，酒井氏が提言した上記の空想は想像力の限度を試すには有用だと思われるが，一貫性や実用性を少しでも重視する現実感覚を持つ歴史家や翻訳家は，ある文章や言葉の意味が正確に移転されるための「学問の翻訳」を提唱し続けるほかない。当然のことながら，典型的な翻訳モデルにはそれなりの悩みが伴う。誠実さを重視すべきか，華麗さを重視すべきか，逐語訳にすべきか，文芸作品にすべきかなど，翻訳作業を進めていく上で，これらの葛藤に悩まされなければならない[14]。しかし，完璧な論理的解釈法が存在しないという理由から，典型的な翻訳モデルを完全に否定するという見解は一種の「言語学的神経症」と診断するほかないだろう。

「日本史と翻訳」というテーマに絞って見ていくと，翻訳の課題に最も多く触れているのは，欧米の日本中世史研究者である。論文の数は多くないが，彼らが書いた論文には，ニュアンスに富んだ理解が目立つ。例えば，ジョン・ウィトニー・ホール氏やジェフリー・P・マス氏は，マクレラン氏と同時代に生きた欧米日本中世史研究者であるが，彼らの論文を読めば読むほど，日本史において「学問の翻訳」を行う際に必要不可欠な問題意識が丁寧にまとめられている[15]。ホール氏は，正しい訳や共有可能な翻訳が全くありえないというグロテスクな見解とは対照的に，ある歴史用語が時代と文脈によって意味を変えていく以上，絶対的な正しい訳や共有可能な訳にこだわるのは誤りだが，しかし歴史家たちは研究対象となる用語の変化に対して敏感になることによって，訳語の意味をその場その場で確認して訂正していくことが可能なのだという立場に立っている。またホール氏は翻訳作業を否定的に捉えることなく，「翻訳家の主な仕事は英語で日本語の意味を引き出すためのちょうど良い言葉の選択を見つけ出すこと」と分かりやすい言葉で翻訳の目的を説明している[16]。

私自身は，マクレラン氏，ホール氏やマス氏など（また最近ではリー・バトラー氏も含めて）の文学者・歴史家たちが重んじる「学問の翻訳」の本質と目的に賛同している。翻訳の困難や限界を自覚しつつ，翻訳作業の過程と問題性について十分に認識することで，日本近世史への理解の前進も図れるのではないかと考えている。しかし翻訳作業における困難や限界についての知識をさらに向上させるためには，翻訳という行為に必要な能力をきちんと理解することが必要だと思われる。

アルブレヒト・ノイバート氏は，翻訳改善のための能力育成論について触れている翻訳研究家であるが，彼によると，優れた翻訳には「言語能力」,「主題能力」および「移転能力」という複雑に絡み合った三つの「能力」が必要不可欠だという[17]。氏が言うには，この三つの能力のうち,「移転能力」は「言語能力」と「主題能力」に基盤を置くが，その反対の連関性はない[18]。ノイバート氏はこの三つの能力に何が含まれているかを説明していないが，私は次のように考えている。

「言語能力」とは，起点言語と目標言語に関する知識および解釈学的力量を指しており,「主題能力」は，歴史的な文脈や相互関連性の把握度合を指しているように思われる。「移転能力」はおそらく，一般に経験や熟練による「感覚」を含んだものであろう。ノイバート氏が,「移転能力」は「言語能力」と「主題能力」に基盤を置くと言っていることから,「言語能力」と「主題能力」の向上を図ることにより，優れた翻訳を行うための土台づくりができると考えられる。「言語能力」と「主題能力」を磨くことが基本的に可能だとすれば，これらの能力が何であるのかを，もっと具体的に考察することが課題となる。そこで次に，欧米日本近世史の研究を素材にして，いくつかの近世・近代初頭史料の英訳を取り上げ，その史料の英訳の利点と問題点について分析したい。我々の英訳において，何が改善されるべきなのかについて考えていこう。

## 2. 近世・近代初頭史料の英訳分析

### ⓐ 言語能力に関わる諸問題

#### 起点言語の基礎能力不足

日本近世史には「和文」「漢文」や「候文」の起点言語が使われており，当然のことながら，欧米の日本近世史家はそれを読みこなす基礎能力を身につけなければならない。私の研究では「候文」を扱うことが多いため，この起点言語に関する十分な能力を養うための時間と努力と訓練が必要であるが，基礎能力が必ずしも十分とは言えないのが現状である。もちろん，これは度合の問題も含むが，私だけの問題ではないと言えるだろう。

例えば，最近，アリステア・マクラクラン氏という現代被差別部落問題の専門家が書いた「身分解放令」の「言い替え英訳」を含んだエッセイをウェブ上で発見したが，氏はこの法令の最初の箇所を「穢多非人等之称被廃候条（えたひにんなどのしょうひはいろうじょう）」と英語で書き下している（表 1-4）。

このエッセイは部落解放同盟のウェブサイトで公表されており，起点言語の基礎能力の強化が欧米の日本史研究には必要だという印象を，人々に与えるのではないだろうか。

**表 1　太政官第 448　身分解放令（賤称廃止令・賤民制廃止令）＊**

**「穢多非人等之称被廃候条自今身分職業共平民同様タルヘキ事」の訳**

| No. | Name | Year/ Page | Translation |
|---|---|---|---|
| 1 | Anne McKnight | 2011: 40 | [T]he '**abjected** names of *eta* and *hinin* **should be** abolished, and both *mibun* (status) and occupation **should be** the same as heimin,'or commoners |
| 2 | Timothy Amos | 2011: 48 | From here on, the names *eta*, *hinin*, etc. are abolished**;** and they shall be the same as commoners with regards to status and occupation |
| 3 | David Howell | 2005: 84 | The names *eta*, *hinin*, and so forth are hereby abolished**.** Henceforth in their status and occupation **[former outcastes]** shall be treated as commoners |
| 4 | Alastair McLauchlan | 2000: f5 | The Edict revoked the Tokugawa status of eta and hinin **(...eta hinin nado no shouhihanroujo...)** and created status and occupation equality with Japan's hoi polloi (heimin doyo tarubeki...)** |
| 5 | Yussuf Naim Kly | 2000: 51 | Eta and Hinin titles are now abolished and they are entitled to the same status in society as Heimin (common people) as well as in their occupation |
| 6 | Herman Ooms | 1996: 245 | The appellation eta/hinin shall be abolished; henceforward they shall be treated as common people in social status and occupation |
| 7 | Ian Neary | 1989: 31 | The titles *eta* and *hinin* shall be abolished and henceforth **the people belonging to these classes** shall be treated in the same manner both in occupation and social standing as common people |
| 8 | Roger Yoshino & Sueo Murakoshi | 1977: 63 | The titles of Eta and Hinin shall be abolished; and henceforth the people belonging to these classes shall be treated in the same manner both in occupation and social standing as the common people (heimin) |
| 9 | Nobuo Shimahara | 1971: 19 | The name of Eta and Hinin is abolished. From now on both their status and occupation are as equal as the Commoners' |
| 10 | *Journal of Religious Studies* 40: 191 | 1966: 114 | The titles of Eta and Hinin shall be abolished; and henceforth the people belonging to these classes shall be treated in the same manner in both occupation and social standing as the common people (heimin) |
| 11 | *Public affairs bulletins* | 1946: 23 | The titles of Eta and Hinin (a kindred class) are abolished, and henceforth people belonging to these classes shall be treated in the same manner both in occupation and in social standing as the common people (heimin) |
| 12 | Shigeaki Ninomiya | 1933: 109 | The titles of ETA and HININ shall be abolished; and henceforth, **people belonging to these classes** shall be treated in the same manner in both occupation and social standing as the common people (heimin) |
| 13 | William Elliot Griffis | 1896: 438n53 | **The designations of eta and hinin are abolished.** Those who bore them are to be added to the general registers of the population **and their social position and methods of gaining a livelihood are to be identical with the rest of the people**. As they have been entitled to immunity from the land tax and other burdens of immemorial custom, you will inquire how this may be reformed and report to the Board of Finance. |

＊Edict taken from 法令全書［第 6 冊］明治 4 年，p. 205.
（Available at http://kindai.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787951/205）

** This is not a 'direct translation' but rather an attempted 'close paraphrase' of the original.

### 誤解・誤読と学問的水準の未達

これは，上記の起点言語の基礎能力不足の問題に深く関連するが，歴史家は翻訳において，誤解や誤読などを取り除く高い基準の歴史翻訳を目指すべきだということに異論を唱える人はいないだろう。歴史家の翻訳が教材として扱われることがあることを考えれば，なおさらである。しかし，実際には誤解や誤読などの問題があるのが現実である。例えば，日本史の授業で扱われるデービット・ルー氏の日本史史料の翻訳集成には，慶長 20 年の「武家諸法度」の英訳が載っているが，誤読なのか誤植なのかは分からないが，八番目の条目の「一 私不可締婚姻事」が，反対の意味の「一 私可締婚姻事」と訳されている（表 2）。

**表 2　慶長 20 年 7 月武家諸法度（1615）の訳**

| No | 第二条 | 第八条 |
|---|---|---|
| Japanese | 一 可制群飲佚遊事<br>（群飲佚游を制すべき事） | 一 私不可締婚姻事<br>（私に婚姻を締ぶべからざる事） |
| A. SJT (2005: 12-14) | Drinking parties and wanton, idle amusements should be restricted | One must not contract marriages privately |
| B. Lu (1997: 206-208) | Avoid group drinking and wild parties | Marriage must be contracted in private [without approval from the Bakufu] |
| C. Sadler (1937: 373-375) | Drinking parties and amusements must be kept within proper limits | Marriages must not be privately arranged |

A. William Theodore de Bary, Carol Gluck, and Arthur E. Tiedemann. *Sources of Japanese Tradition*. v.2. New York; Chichester: Columbia University Press, 2005, 12-14.

B. David J. Lu ed., *Japan: A Documentary History*. Armonk: M. E. Sharpe, 1996, 206-208.

C. Arthur Sadler, *The Maker of Modern Japan: The Life of Tokugawa Ieyasu*. London: Allen & Unwin, 1937, 373-375.

### 目標言語で説明する基礎能力の不足

近世の「候文」の基礎練習だけが必要というわけではない。起点言語を母国語で説明するための基礎能力も不可欠である。

私がオーストラリア国立大学の博士課程に所属していた時に，前近代史料を専門的に扱う学部所属の歴史家が一人もいない環境だったので，院生たち自身が史料読解に関心のある近代史の教員に声をかけ，前近代の日本史料解読会を設けていたことがある。近世古文書の担当になった私が，ある例会において賤民関係の訴訟史料を選び，参加者の前で，躊躇しながら取りあえず，その候文を読み下してみた。すると，読み下し文を聞いていた日本近代史の教員が，突然「OK, but now tell us what it means（結構だが，どういう意味なのか，説明してみて）」と言ったのである。日本で古文書の解読方法を覚えたので，古文書の内容をおずおずと日本語で説明することはあっても，それを英語で説明する経験は全くなかったので，その教員の要請に息を呑んだ。

古文書の意味を理解するための能力以外にも，古文書の言葉を母国語で説明する能力も必要なのだということに初めて気づかされた。目の前の紙に書いてあった「無此上難有仕合奉存候」の文言を，単に「happy」という英単語で片付けないよう，できるだけ正確にそのニュアンスを伝えようと試みたが，初めての経験だったので，うまく伝えることはできなかったと記憶している。

### 脱落・補足・付加による翻訳ミス

あまり重要ではないと思われる原文の単語を，訳文から取り除く傾向が強いという問題もある。ある同僚によれば，米国の和英訳のクラスにおいて，「余計と思われる単語を訳すな」とさえ教育することもあるという。例えば，表 1-1, 4, 5 などを見ると，「身分解放令」の「等」を訳していない研究者が結構いるのが分かる。しかし，このようなやり方は危険を伴う場合があるのではないだろうか。上記の「等」は決して無意味な言葉ではなく，この文字について論文を書いている研究者さえいるほど，重要なものである[19]。

また，文法省略などを理由としない補足用語や補足文もある。例えば，2011 年に出版されたマックナイト氏の著書における「身分解放令」の英訳には「称」が「蔑称」（abjected names）と訳されている（表 1-1）。当然「解放令」の文脈から「称」を「蔑称」とする論拠は全くないわけではないが，同年代の解放令関係史料には「醜名」などの言葉が使われる場合もあることを考えると，「称」を abjected names（蔑称）と訳すことは，読者に解放令の原文の内容を誤解させる可能性を秘めているのではないだろうか。やはりジェームズ・リュー氏がかつて指摘したように「ある言葉の一定の意味がはっきりこれと説明されれば，その他の言外の意味や暗示も与えられる」[20]。

また，原文にない言葉を訳文に付加するような行為もあるが，原文にある言葉とない言葉とを翻訳で区別する配慮が必要だと思われる。目標言語の訳文に補足する単語は，原文の理解を大きく左右する可能性があるので，テクストにもともとない言葉を〔　〕付きで表記する必要があると思われる。

表 1-7 を見ると分かるように，イアン・ニアリー氏は身分解放令を英訳する際に「自今身分職業とも平民同様たるへきこと」の文法節には主語がない問題を解決するために，the people belonging to these classes（「これらの階級に属する人たち」）という補足表現を付け加えている。〔　〕を使用しないのはニアリー氏だけではなく，戦前の二宮氏も同じ方法で解放令を英訳している（表 1-12）。しかし，ニアリー氏やその他の研究者は，身分解放令の英訳には「階級」などの訳文上の補足単語が原文にはないことを注記すべきであろう。

### 文法への不通

表 1 のいわゆる身分解放令の第一条項の諸訳文を見ると分かるように，法令の句読点の切り方は，研究者によって十人十色である。第一条項は「穢多非人等之称被廃候条」と「自今身分職業とも平民同様たるへきこと」という二つの連関した文法節からなっているが，この二つの文法節はどのようにして連関しているのかという問題については，研究者の間で意見が大きく分かれている。マックナイト氏は，この二つの文法節の間に完全な従属関係があるとイメージしているようである。要するに，マックナイト氏は後半の文法節における「動詞」（もちろん厳密に言えば，起点言語の文法用語では動詞と言わないのだが）の「同様たるへきこと」が前者の「穢多非人等之称被廃候条」の意味を限定するほどの力を持っているという認識のもとで，英語の should（べきである）を，前半の「称」の「廃」にも掛かる形で訳出している（表 1-1）。また，ハウエル氏が英訳した解放令には，第一文法節と第二文法節との間にピリオドが打たれており，マックナイト氏とほぼ反対の立場を取っている。ハウエル氏は，接続語の「条」を訳さず，第一文法節と第二文法節との間の関連性をあまり強調していない。表 1-2 を見ると分かるように，私自身の英訳では「条」の後にセミコロンを入れている。私の場合は，この二つの文法節に何らかの関係があるからつなげて書くべきという解釈に立って，「条」を訳さず，最初の文の終止符にセミコロンを置いてみたのである。

しかし，現代辞書である『大辞泉』では，候文の「条」には「ので」という意味があるとしている。『日本国語大辞典』は，「④（候文の中で接続動詞のように用いられて）前の文を受けて，その当然の結果として次の文が成り立つことを示す。…によって。…故に」とある[21]。これが正しい解釈だとすべきであろう。そうすれば，解放令の第一文法節の最後の「条」が仮定語句の役割を果たしているというように理解すべきであり，法令の意味は「穢多非人などの称が廃止されたので，これからは（彼らの）身分も職業も平民と同じくであるべき」ということになる。しかし今までの解放令の訳文を見てみると，because や therefore などの因果関係のニュアンスを含んだ英語訳文は少ないのではないだろうか。おそらく欧米研究者の間では『日本国語大辞典』の「③（形式名詞的に用いる）すじ。くだり。廉（かど）。こと」の意味だけで「条」を捉えてきた傾向があるのではないだろうか。この問題は，「条」で終わる文法節を近世法令の伝統の中で理解する必要があり，日本近世史研究者は，近世古文書の接続語にもっと精通しなければならないということを意味すると言えよう。

### 文章や動詞文の再編成

言語能力にかかわる最後の問題として取り上げるのは，文章や動詞文の再編成である。日本語と英語では文章の語順が異なるので，どんな和英翻訳でも必ず文章の何らかの再編成が必要となる。しかし，段落レベルでもこの原則を適用する研究者がいる。例えば，19 世紀の日本学者であるウィリアム・エリオット・グリフィス氏は，「身分解放令」を英訳する際に法令の条項を配列し直している（表 1-13）。候文などを英訳する際に古文書における条項（文法節）の論理に従わないと，意味を変えることになるし，聞き手の日本史理解に影響を与えるので，こうした行為は慎重に進めるべきであろう。

## ⑥ 主題能力に関わる諸問題

主題能力は当然ながら言語能力と深く関連している。確かに両者の分別は難しく，『源氏物語』を英訳したロイヤル・タイラー氏は「翻訳と研究の区別が目に見えてぼやけてくる」ことがあると述べたほど，この二つの能力はオーバーラップすることがある[22]。

日本近世史研究において古文書の解読力を身につける場合，史料そのものに対する知識や先行研究への精通が必須条件となるが，ある史料の言葉がその他の史料との関係において，またその時代において，どのような意味をもっていたかという知識を持つとともに，同時代史料や先行研究に通じていなければ，どの「解釈」が適切か判断できない。この判断力の土台になるのは，主題能力だと思われる。

紙数の制限もあるので，ここでは三つの事例に絞って主題能力にかかわる問題を指摘したい。

### 難解な用語と両賭け解釈

意味の通りにくい言葉をどのようにして英訳すればよいのかは，歴史家がよく悩むところである。例えば，表 2-2 の慶長 20 年の「武家諸法度」の二条目の「制」はどのようにして英訳すべきだろうか。現代類語辞典である『大辞泉国語辞典』で「制する」の意味を引くと，「おさえる【押さえる】；きんじる【禁じる】；とどめる【止める】」という三通りの意味が書かれている。それぞれの類語の意味は近いとは言え，文脈によっては，どれをあてはめるかでかなり意味が違ってくる場合がある。例えば，「押さえる」という言葉には「ある水準以上には高まらないようにする」という意味があるが，「禁じる」という言葉には「してはいけないとさしとめる」という意味がある。

興味深いことに，表 2 の 3 人の欧米歴史家は，「制する」を，「制限する」「回避する」および「適度に収める」と，それぞれ異なる意味の言葉で訳している。「禁じる」という意味の訳語を選択する研究者が一人もいないことは，実は興味深い。

当然，ある単語の正確な意味が分からない場合は，中間の意味を表す言葉を選ぶという，両賭けするような行為に出ることもあると思われる。これらの翻訳家は「歴史的可能性」に基づいて訳語を決めているのかもしれない。しかし，ケイト・W. ナカイ氏が指摘するように，慶長 20 年の「武家諸法度」の二条目は，後の新井白石によって執筆された 1710 年の「武家諸法度」の八条目に繋がるが，白石はこの条目を指して「厳禁」と解釈している[23]。19 世紀の歴史家の内藤耻叟（1827-1903）もこの第二条が「群飲佚遊の禁」に関するものと解釈している[24]。やはりこの事例から，難解な言葉の解釈は，同時代史料と先行研究によって意味を固めた上で，訳語を決めていくべきだということが明らかであろう。

### 候文の解読と意味の推測

1967 年から 1986 年にかけて日本政府の助成金によってジョン・ヘンリー・ウィグモア氏（1863-1943）の膨大な『Law and Justice in Tokugawa Japan（徳川日本における法と正義）』が出版された。これは，司法省調査課が 1930 年代に編集した 3000 ページを超える『徳川時代民事慣例集』の英訳である。以前からこの史料集成の存在は知っていたが，熟読することはなかった。ウィグモア氏の歴史用語の訳語に少し違和感を覚えるものの（例えば，寺社奉行＝Ecclesiastical Court; など），訳文には，輝くところがある。

特に関心を抱いたのは，文中の「失われた主語」に関わる問題である。ウィグモア氏のもとで勤めていた 6 人の翻訳家は，テクストの中で推測せざるを得ない箇所に出会うと，訳文本体に〔　〕で主語を入れた上で脚注をつけて，その理由を説明する努力をしている。ウィグモア氏のチームが完成させた訳文を読めば読むほど，史料を照らし合せながら，文章の流れを把握し，主張の論理や文脈に即して訳文を決めていることがよくわかる。これは大変参考になる近世史料の訳文であるが，現在において十分に活用されているとは思えない。

### 「概念」としての意味も持つ「用語」

ジョン・ウィトニー・ホール氏が指摘したように，外国語で日本史研究を進める者にとって，翻訳問題が最も顕著に現れるのは次のような二つの場合である。

第一に「用語」を翻訳する時である。この場合の「用語」とは，「地頭」や「名主」など，同時代の歴史用語で史料の中に具体的な基準点のあるものである。

第二に「概念」を翻訳する時である。この「概念」とは，「中世」や「荘園制」など，歴史家が歴史の動きや構造に意味を与えるために，一般化の可能な語彙に属する言葉や表現を使うものである[25]。しかし場合によっては，ホール氏が言う「用語」は「概念」の役割も果たす。私が最も関心を持つ日本近世史の身分史研究という分野では，「身分」がそういった二通りの役割を果たしている。このような複雑で多義的な用語をどのようにして訳せばよいのかがよく問題になる。

著書『日本語 歴史と構造』を書いたロイ・アンドリュー・ミラー氏や，法学者のジョン・ヘンリー・ウィグモア氏は，史料集や解説書の中で「身分」を status と訳している場合が最も多い。また，私自身が頼りにしているハウエル氏やボツマン氏の研究にもそのように訳されている場合がほとんどである[26]。しかし，全ての研究者がこの英訳を使用しているわけではない。例えば，ニアリー氏やロジャー・吉野氏などは「身分」を social standing（社会的地位）と英訳している（表 1-7,8）。

確かに，『プログレッシブ和英中辞典』などの辞典を見ると，身分という語彙には social-standing [status]; rank; means; circumstances; birth など，様々な訳が存在する。その意味では，ニアリー氏の social standing という訳語は間違っていない。しかしここで問題になるのは，解放令における「身分」の意味は何なのかということである。この言葉は単なる「社会的立場」を意味するのだろうか。これは「主題能力」にかかわる問題である。長い歴史を通して，英語圏の言語学者，法学者や歴史家が status という言葉を最も好んでいる理由は何なのかということについて考える必要がある。そして，日本語の「身分」という言葉についての「概念」としての役割と，歴史「用語」としての役割について考察しなければならない。また先行研究に学ぶ必要があると思われる。

「身分」の様々な意味や特徴ができるだけ多く表されるような包括的英単語は何なのか，status という訳語はそのような言葉なのかどうか，が問題となってくる。ただ現代の辞書を引いて一致する言語を見つければいいという形で翻訳を進めるべきではないのは確かである。

## 3. 訳語問題

もう紙数も尽きたので，塚田氏も含めた先行研究に出てくる用語や概念について英訳する際に，意見が異なる可能性の高いものに言及して終わりにしたい。

### 国

これは新しい問題ではないが，近世の「国」は何と呼べばよいのか，よく悩まされる。例えば，徳川綱吉の代官への 1680 年の有名な法令には「民は国之本也」とある。これは欧米の日本近世史・近世思想史の専門家によって下記のように訳されている。

“the populace is the foundation of the nation”

（Kate Wildman Nakai 1987: 119）
“The people are the foundation of the state”
（Beatrice Bodart Bailey 2006:91）”

近代国家形成の過程をどのようにイメージするかによって訳は違ってくるし，ナカイ氏の場合は新井白石自身の「国」イメージには近代国家に相当するものがあると考えているようである。近世日本の執筆者によって我々の訳語は違ってくるということになるのだろうか。

**表 3　株仲間の訳**

| Name | Year / page | Translation |
|---|---|---|
| Lucassen, de Moor, van Zanden | 2008:121 | Guilds |
| Jansen | 2002:119 | share holders |
| Mosk | 2001:46 | merchant association |
| Kikuchi | 1999: 11 | specialized and closed unions |
| Steenstrup | 1996: 148 | horizontal chains |
| Totman | 1995: 301 | chartered trade associations |
| Bergmann & Tokunaga | 1987: 59 | craft guilds |
| Hauser | 1974 *passim* | *nakama* |
| Bailey | 1973 | stockholding fellows |
| Neil Skene Smith | 1937: 107 | federations |
| Hepburn | 1867: 16, 36, 39, 300 | company; firm; class; party; fraternity; club |

Note
# Hepburn has the following to say about *kabu*: “A government license, a guild, or fraternity of persons engaged in the same kind of business”（1867: 164）
## Beatrice Bodart-Bailey in translating Kaempfer’s writing on *Oranda Tsūji* uses the expression “fraternity”（193）

### 仲間・（非人や長吏などの）身分集団

塚田氏の著書『近世身分社会の捉え方―山川出版社高校日本史教科書を通して』のもとになっていた論文を読み終わった時に，同氏の四ヶ所垣外仲間に関する論文の英訳をする際に，垣外仲間の「仲間」という単語を，英語の guild（ギルド）ではなく[27]，ラテン語の frater（兄弟）を語源に持つ fraternity（フラタルニテ）と訳したと聞かされた[28]。フラタルニテという訳語に強い関心を覚えるとともに，「何故フラタルニテという単語を選んだのか」と考え始めた。いつか翻訳担当者のダニエル・ボツマン氏をはじめとする皆さんと，非人が形成した「仲間」に対する適切な訳語について議論ができればと考えたのである。

当然，ギルドとフラタルニテには意味が重なるところはあるが，歴史的に見てそれぞれの英単語は異なる意味を持っており，欧米史においては異なる歴史的な現象を指している。四ヶ所垣外仲間だけでなく，弾左衛門支配下の穢多・非人集団に相応しい訳語は何かについても議論する必要があると思われる。

「公式性」「組織性」「合法性」や「メンバーの平等性」などの様々な面に即して考える必要があり，地域や時代に応じて訳語を変えていく必要があるのかどうかも議論する必要があると思われる。当然のことだが，よく議論し合うということは，必ず共通見解を導くというわけではない。この状態を最もよく表しているのは，表 3 である。明治時代以来の英語圏の近世史研究者が「株仲間」という言葉を英訳する際に用いている単語をリストアップしてみた。共通単語がほとんどないというのが印象的である。

### 公儀

塚田氏は『近世身分社会の捉え方』において，人々は政治的な地位をどのように与えられていたかについて説明しているが，まず公儀の説明から入っている。公儀＝武士の集団であり，彼らは公儀として社会全体を覆うというように述べられている。

実は「公儀」については様々な異なる見解と訳がある。ジョン・ウィトニー・ホール氏（1991 年）は「公儀」を public authority（公的権威者）および public functions（公的役目）と英訳しているが，以下のような異なる訳も存在する。

Conrad Totman 1995: 561 “public affairs”
（公務）
Kendall H. Brown 1997: 56: “public good”
（公共財）
Mark Ravina 1999: 25 “public authority”
（公的権威者）
Kate Wildman Nakai 1987: 130 “public interest”
（公益）
Hepburn 1867:218 ― “the court, the government. Synonym: Seifu; Kōhen.”
（朝廷・政府。類語：政府，公辺）

### 利害関係

塚田氏の『近世身分社会の捉え方』を読むと，身分論において「利害関係」が非常に重要な概念だということは明らかである。訳語を決める前に，この「利害関係」の原理についてもっと知りたいと私は思っている。おそらく動態的なものだと思うが，局地的論理に従ったものなのか，または身分集団間の「利害関係」が複合する場合には，個別身分的集団の相互作用にどのような影響を与えたのか，ぜひ，塚田氏に聞かせていただきたいところである。

〔追記〕この原稿は，2011 年 7 月 29 日のシンポジウム当日に報告した内容に，塚田孝氏，ダニエル・ボツマン氏，そして当日司会であった佐賀朝氏のアドバイスを参考に，一部修正を加えたものである。

最近考えている「日本近世史と翻訳」という問題について発表する場を提供していただいた塚田孝先生と近世大坂研究会の皆さんに，心から感謝したい。

## 注

1．ロイ・アンドリュー・ミラー氏が指摘するように，たいていの場合は，学者が翻訳の話をすると，同僚の不備を指摘することで終わってしまう。本報告では，こうした問題認識に立って論じるよう努めた。Roy Andrew Miller, “Translation and Japanese Studies: Introduction,” *Journal of Japanese Studies* 6:1 (1980), 2.

2．Edwin McLellan, “Translation as Implicit Commentary,” *The Journal-Newsletter of the Association of Teachers of Japanese* 2:1/2 (1964): 18-20.

3．同上，18.

4．酒井直樹『日本思想という問題―翻訳と主体』（東京：岩波書店，1997 年），vi, vii.

5．同上，4.

6．同上，6.

7．Richard Torrance, “Naoki Sakai, *Translation and Subjectivity: On ‘Japan’and Cultural Nationalism*: Minneapolis: University of Minnesota Press, 1997,” *The Journal of Asian Studies* 58: 1 (Feb. 1999), p. 210.

8．Richard Calichman and John Namjun Kim, “Introduction,” In *The Politics of Culture: Around the Work of Naoki Sakai*, edited by Richard Calichman and John Namjun Kim. (London: Routledge, 2010), 1. *Voices of the Past: The status of language in eighteenth-century Japanese discourse* の日本語版『過去の声―一八世紀日本の言説における言語の地位』は 2002 年に以文社から出版された。末広幹氏，野口良平氏，斎藤 一氏，川田潤氏と浜邦彦氏の合計 5 名の翻訳家によって和訳されていることが興味深い。

9．「反人力権力観」の表現はレズリー・グリーン氏による。グリーン氏は権力の哲学的分析においてフーコーの見解の類型を non-agential view of power「反人力権力観」と整理している。グリーン氏によると，この見解は「知識の主張」と「権力の要請」を区別しないことに特徴があると述べている。なお，酒井氏は初刊の『過去の声―一八世紀日本の言説における言語の地位』の中で，フーコーの権力論にも批判を加えているが，これはフーコーの見解を打倒するためではなく，修正することによって継承可能なものにするためだと理解した方が妥当だと思われる。
Leslie Green (1998). Power. *Routledge Encyclopedia of Philosophy*, edited by In E. Craig. London: Routledge. Retrieved December 15, 2006, from
http://www.rep.routledge.com.virtual.anu.edu.au/article/50465ECT3

10. Naoki Sakai, *Voices of the Past: The status of language in eighteenth-century Japanese discourse*. Ithaca, NY: Cornell University Press, 1991, 1.

11. Herman Ooms, “Tokugawa Texts as a Playground for a Postmodern Romp,” *Journal of Japanese Studies* 22:2 (Summer 1996): 400.

12. Roy Andrew Miller, “Review: Naoki Sakai, Voices of the Past: The status of language in eighteenth-century Japanese discourse. Ithaca, NY: Cornell University Press, 1991.” *Language in Society* 22:4 (Dec., 1993), 602-605.

13. Naoki Sakai, *Translation and Subjectivity: on “Japan” and Cultural Nationalism* (Minneapolis: University of Minnesota Press, 1997), 2-3; 酒井,『日本思想という問題―翻訳と主体』, 4.

14. ピーター・フランス氏はこれらの問題について，ていねいにまとめている。Peter France, “Introduction,”in *The Oxford Guide to Literature in English Translation*, edited by Peter France. (Oxford: Oxford University Press, 2000), 5.

15. See, for example, Jeffrey P. Mass, “Translation and Pre-1600 History,” *Journal of Japanese Studies* 6:1 (1980): 61-88; John Whitney Hall, “Terms and Concepts in Japanese Medieval History: An Inquiry into the Problems of Translation,” *Journal of Japanese Studies* 9:1 (1983): 1-32.

16. Hall, ibid., 21.

17. Albrecht Neubert, “Competence in Translation: a complex skill, how to study and how to teach it,” *Translation Studies: An Interdiscipline*, edited by Mary Snell-Hornby, Franz Pöchhacker, and Klaus Kaindl. (Amsterdam; Philadelphia: John Benjamins Publishing Company, 1994), 413-414.

18. Ibid., 412.

19. 上杉聰『天皇制と部落差別 部落差別は今なぜあるのか』（東京：三一書房，1990 年），63-73.

20. James T. C. Liu, “On Translation,” *The Journal of Asian Studies* 36: 2 (1977), 402.

21.『日本国語大辞典』十巻，453.

22. Royall Tyler, “Translating the Tale of Genji.” Lecture presented at the Japanese Studies Centre, Monash University, on 10 October, 2003. Text available at http://www.csse.monash.edu.au/~jwb/tylerlecture.html

23. Kate Wildman Nakai, *Shogunal Politics: Arai Hakuseki and the Premises of Tokugawa Rule* (Cambridge: Council on East Asian Studies, Harvard University: Distributed by Harvard University Press, 1988), 208.

24. 内藤耻叟「徳川十五代史」第三巻，（東京：人物往来社，1968 年），1490.

25. Hall, “Terms and Concepts in Japanese Medieval History: An Inquiry into the Problems of Translation,” 3-4.

26. David L. Howell, *Geographies of Identity in Nineteenth-Century* (Berkeley: University of California Press, 2005), 47; Daniel Botsman, *Punishment and Power in the Making of Modern Japan*. (Princeton: Princeton University Press, 2005), 245.

27. 英語のギルドという単語にはさまざまな意味があるが，特に相互扶助・相互利益のために組織された団体という意味で用いることが多い。

28. ラテン語のフラタルニテ（そしてフランス語・英語のフラタルニテ）は，友愛，博愛，兄弟相，同志愛などと訳されることがある。

# Early Modern Japanese History and Translation

Timothy David AMOS

This paper examines theories and practices of translation among Anglophone scholars working on early modern/modern Japanese history. It begins with a discussion of the troubling impact of some recent scholarship which attempts to cast doubt upon the validity of key disciplinary principles of translation such as basic linguistic correspondence between different languages. Such theories, although intellectually stimulating, are conceptually problematic and practically unsustainable. Consistency and applicability remain essential principles of translation theory for historians or translators of historical materials who value theoretical coherence and practical relevance. Moreover, the identification and development of key linguistic and technical skills capable of facilitating technically accurate yet contextually satisfying practices of linguistic transference from source to target languages remains a core task of translators. This paper examines various components of these important skills sets through analysing various examples found in the English language writings of historians working on early modern/modern Japan. This paper concludes by examining several important Japanese historical key words. It discusses the inherent difficulty involved in rendering them accurately into English, especially terms such as “status” (mibun) which are found scattered throughout early modern Japanese texts but which also function today as key conceptual categories among contemporary scholars.

Keyword：early modern Japanese history, translation, scholarship, language competence, subject competence, equivalency problems